

西宮市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1 西宮市は、兵庫県地域創生戦略及び西宮版総合戦略に基づき、西宮市内でも人口減少が特に懸念される北部地域（西宮市支所設置条例（昭和26年西宮市条例第14号）第2条第4号に規定する塩瀬支所及び第5号に規定する山口支所の所管区域をいう。以下同じ。）への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、兵庫県と協働して行うひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から西宮市の北部地域に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下、県実施要領という。）、西宮市補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年西宮市規則第81号）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき30万円を加算する。

(対象者要件)

第3 申請時において、次の（1）の要件を満たし、かつ（2）、（3）、（4）又は（5）の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては（6）の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主と

して東京 23 区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 ヶ月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。)

- ③ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も修業年限を上限(ただし、高等専門学校は 2 年を上限)として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 令和 5 (2023) 年 4 月 1 日以降に西宮市の北部地域に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること。
- ③ 西宮市の北部地域に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、兵庫県及び西宮市が認める場合を除く。
- ④ その他兵庫県又は西宮市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が兵庫県内に所在すること。

(イ) 就業先が、兵庫県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。

(エ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(オ) 当該法人に、移住支給金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が兵庫県内に所在すること。
- (イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であつて、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。
- (ウ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 起業に関する要件

1 年以内に兵庫県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(5) 本事業における関係人口に関する要件

西宮市や地域の人々と関りを有する者（関係人口）のうち、西宮市が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 西宮市にふるさと納税の経験がある者。
- (イ) 農林水産業に就業する者。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、令和 5（2023）年 4 月 1 日以降に西

宮市の北部地域に転入したこと。

(エ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後 1 年以内であること。

(オ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第 4 移住支援金の申請者は、申請書（様式 1）、移住先の就業先の就業証明書（様式 2）及び本人確認書類に加え、第 3（1）の要件を満たし、かつ（2）、（3）又は（4）の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては（5）の要件を満たすことを証する書類のほか、必要な書類を添えて、西宮市長に提出しなければならない。

ただし、各年度の申請の受付期間は、4 月 1 日から 2 月末日までとする。

(交付決定の通知)

第 5 西宮市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式 3）により、当該申請者に通知する。

審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第 6 交付決定を行った申請者に対しては、申請から 3 か月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第 7 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付申請書（様式 4。以下「再交付申請書」という。）を西宮市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第 8 西宮市長は前項に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書〔再交付〕（様式 5）により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第 9 兵庫県及び西宮市は、兵庫県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、兵庫県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10 西宮市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして兵庫県及び西宮市が認めた場合はこの限りではない。

また、下記(1)(イ)及び(2)について、県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

ただし、県内の事業を実施していない市町又は県外の市区町村に転出した場合は、全額又は半額の返還を請求することとする。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に、西宮市から転出した場合又は西宮市の北部地域以外に市内転居した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に、西宮市から転出した場合又は西宮市の北部地域以外に市内転居した場合

(雑則)

第11 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、兵庫県と西宮市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年7月7日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。